



SYDNEY JAPANESE  
INTERNATIONAL  
SCHOOL

シドニー日本人国際学校

子どもと関わる仕事についての  
方針と手順

# 子どもと関わる仕事に関する方針と手順

## 1. 目的

本方針は、児童関連業務に従事するすべての職員・ボランティアが、法令を遵守し、子どもの安全と福祉を最優先に確保することを目的とする。

また、この方針はシドニー日本人国際学校で働くすべての教職員(常勤、臨時または非正規)、ボランティア、業務委託者、実習生および理事会員に適用される。

## 2. 概要

- 児童保護法 (Child Protection Act - the CP Act) は、子どもを虐待や不適切な関わりから保護するために制定された法律である。
- 子どもと直接接触する業務 (教育・保育、送迎、宿泊サービスなど) に従事するすべての人に、WWCC クリアランス (適格証明) を義務付けている。
- **WWCC クリアランスは原則 5 年間有効** であり、期間満了前に更新手続きを行わなければならない。
- 違反した場合、児童関連業務従事者本人・雇用者の双方に法的責任が生じる。
- **OCG (Office of Children's Guardian)** は、WWCC の運用を担う独立機関であり、以下の機能を持つ。
  - WWCC 申請者の全国的な犯罪歴・不正行為記録を確認し、児童関連業務従事許可 (Clearance) または禁止 (Bar) を決定する。
  - 許可を受けた者を継続的に監視し、新しい記録が発生した場合には再評価や取消を行う。
  - 学校などの「報告機関」から寄せられた不正行為に関する調査結果を審査し、必要に応じて仮禁止令や最終禁止令を発令する。
  - 子どもに関わる組織や児童関連業務従事者が法令を遵守できるよう、指導・監督・情報提供を行う。

## 3. 定義

- **児童関連労働者 (Child-related Worker)** : 児童関連の業務に従事する者。  
WWCC 申請手続き完了後に業務開始可能となる

- **失格者 (Disqualified Person)** : WWC 法に規定(WWC 法附則 2)された犯罪で有罪となった者、またはその手続きが開始された者。業務従事は禁止となる
- **最終禁止令 (Final Bar)** : 児童と関わることへの継続的な禁止を意味する。リスクアセスメントの結果、OCG による決定に基づき適用される。クリアランスは発行されず、児童との関わりを禁じられる
- **一時的な資格剥奪 (Interim Bar)** : リスクアセスメント中に一時的に子どもと関わることを禁止する措置 (最長 12 か月)。仮停止を受けている期間は SJIS 内外を問わずいかなる子ども関連業務に従事しないこと。仮禁止令の措置が 6 か月以上継続された場合、対象者は NSW 州民事行政審判所を通じて不服申し立てができる

### 3.1. 子供関連の仕事

Working with Children Check Clearance (WWCC) とは、児童保護法に基づく、児童関連の業務に従事するための許可を意味する。職員には番号が発行され、その番号は、職員のクリアランスの状況を確認するために、職員の生年月日と共に、就業前に本校に通知される。

全ての職員には WWCC クリアランスの取得が義務付けられている。WWC のスクリーニングを受けるには、18 歳以上であること。従って、方針として本校は 18 歳未満の者を雇用することはない。ただし、18 歳未満の学生がボランティアとして働くこと、また、高校での職場体験に参加することは可能である

子供関連の仕事とは、直接子供に接触する仕事、または不随している仕事などあり、主に下記の仕事 (しかし、これに限定されない) を示す ;

- 教育・保育サービス、チャイルドケアのサービス、チャイルドケアセンターやその他のチャイルドケアを含む就学前教育及び保育
- 学校やその他の教育機関、個別指導 (プライベート・チューター)、家庭教師、および大学やその他の高等教育機関から派遣された教育実習生
- 宗教的機関
- 寄宿学校を含む、3 週間以上のホームステイ、宿泊キャンプを含む宿泊サービス
- 学校を含む子供の送迎サービス
- スクールバス、障がい児のためのタクシーサービス、学校横断歩道の監督
- カウンセリング、指導やオンラインなど直接会う指導を行わない通信教育
- 課外クラブコーディネーター、専門コーチ、および教室活動に定期的に関わるボランティアや業務委託者 (契約清掃員、メンテナンス)

## 4. 義務・責任

- 学校の責任

- シドニー日本人学校国際として登録する
- 有効な WWCC (クリアランス) を保持している者のみを雇用・任用する
- 職員・ボランティアの WWCC 状況をオンラインで確認・記録し、常に更新する。理事会員も同様である
- 職務開始後、(職員・ボランティアすべて) 不適切問題が生じた、または行為や資格喪失が確認された場合、当該者を業務から外し、OCG に必ず報告する

- WWCC 担当事務職員 (WWCC Officer • administrator@sjis.nsw.edu.au)

- 申請・クリアランスの確認、記録管理
- 全職員にクリアランスの有効期限が切れる前に更新を促す
- 日本から赴任した新任教員に対して、WWCC の方針と手続の理解及実施を支援する
- 自身の WWCC は自己確認せず、第三者による確認を受ける
- オンライン検証後、校長・ヘッド・ジェネラルマネジャーに報告
- 変更があれば OCG より SJIS へ連絡が来るように設定

- 職員・ボランティアの責任

学校職員は教員・オフィス職員 (常勤、非常勤、臨時雇用)

- 有効な WWCC を保持し続ける
- 停止措置中はいかなる業務にも従事しない
- 資格や OCG からの通知に変化があった場合は、速やかに校長およびヘッド、またはその指名代理人に報告する
- 学校の「児童福祉・児童保護方針」および「行動規範」を読む
  - 行動規範を理解し、これに従うこと
  - 行動規範に沿った態度・行動を常に心がけること

### 法的責任

- 雇用主が、クリアランスを保持していない、あるいは仮禁止令を受けている児童関連労働者を故意に雇用することは犯罪である。
- クリアランスを取得していない、または仮禁止令を受けている人が児童関連業務に従事することは犯罪である。

## 5. 確認

- 就業前に職員は WWCC 番号を学校に通知し、学校が OCG を通じて確認する。
- WWCC の有効期間は 5 年間であり、学校は有効期限を記録し、職員に更新を促す。
- 確認内容：氏名、生年月日、WWC 番号、就業開始日、確認日と結果、有効期限、有給／ボランティアの区別。
- 記録は学校の事務室に安全に保管され、電子データとしても保管する。これらの情報は、WWCC 担当者によって更新される。

## 6. 手順

### 1. 申請・更新

- 職員は Service NSW（オンライン）に申請・更新を行う
- クリアランスは 5 年間有効であり、有効期限の 3 か月前から更新できる

### 2. 監視と対応

- 職員からの情報を元に照合手続を行う。
- オンラインで確認後、WWCC Officer より校長・ヘッド・GM に報告
- 学校は情報を最新に保ち、更新期限を職員に通知
- 「資格剥奪 (barred)」「一時的な資格剥奪 (interim barred)」とされた者、または資格の有効期限が切れた者は、直ちに職務から外され、一時的な無給休暇扱いとなる。
- 職員が 4 週間以内に WWCC の要件を満たさない（準拠しない）場合、雇用は終了（解雇）となる可能性がある。

### 3. 記録

- OCG のテンプレートを使う。
- 記録には下記の情報をいれる。
  1. フルネーム
  2. 生年月日
  3. WWC 番号
  4. 就業年月
  5. 確認日
  6. 検証結果
  7. 有効期限
  8. 有給かボランティアか
- 学校は認可結果を受け取り、記録を更新
- 関連書類の写しは 1 階の事務室において安全に保管する
- WWCC Officer はすべてのすべての関連書類・記録・更新を管理し、「OFFICE」の Dropbox フォルダー内に安全に保管する。

### 4. 報告義務

- 学校は、職員に関する児童関連の不正行為の調査結果を OCG に報告する
- 性的不正行為、重大な身体的暴力などは必ず報告対象

## 7. 違反行為と罰則

- 雇用者の違反
  - クリアランスを保持していない、または仮禁止令を受けている者を雇用した場合、雇用者は法的処罰を受ける。
- 労働者本人の違反
  - クリアランスを保持していない、あるいは失効・禁止状態で児童関連業務に従事することは犯罪であり、本人に刑事罰が科される。
- 不適切行為に対する処分
  - 性的不正行為、重大な身体的暴力などが確認された場合、OCG はリスクアセスメントを行い、仮禁止令や最終禁止令を発令する。
- リスクアセスメント
  - リスクアセスメントとは、児童関連業務に従事する個人の適性を評価する手続きである。
  - OCG は、新たに受け取った記録に基づき、その人物が児童関連業務に適しているかを判断する。
  - 評価の対象となる記録には、スケジュール 1(WWC 法に付属する別表)に基づく犯罪、子どもへのリスクを示す暴力や性的非行の行動パターン、児童関連不正行為の調査結果、オンブズマンから OCG への通知などが含まれる。

## 8. 学校の報告義務

### 8.1 報告機関としての指定

- 私立学校は、児童保護法に基づき「報告機関 (Reporting Body)」として指定されている。
- 児童保護法第 35 条において、学校は児童関連の不正行為に関する調査結果を OCG (Office of Children's Guardian) に報告する法的義務を負う。
- 児童保護法第 36 条に基づき、OCG への報告が必要な申し立てに関する調査結果、あるいは報告が必要な有罪判決に関する決定に関する最終報告書は、この要件を満たすものである。
- さらに、児童保護者法第 56 条に基づき、調査の結果、行為が報告対象の行為に該当すると認定された場合、または前科が報告対象の前科であると判断された場合には、OCG は、OCG 内の Working with Children Check の部署に対し、当該行為に関連する児童保護者法に基づく報告書を提出しなければならない。

## 8.2 報告の対象

- 学校は、次のような「報告が必要な行為」の調査結果を OCG の WWCC 部署に照会しなければならない。
  - 性的不正行為【チャイルドグルーミング(性交等または猥褻な行為などをする目的で、未成年者を手なずける行為)を含む】
  - 子どもに対して、子どもと一緒に、または子どもがいる場面・場所で行われた性犯罪行為。
  - 子どもに対する重大な身体的暴力
- 上記に該当する場合、正式なリスクアセスメントが行われるまでの間に仮禁止令が検討されることがある。

## 8.3 情報提供の義務

- 学校は、児童保護法および Children’s Guardian 法に基づき、必要に応じて追加情報の提供、修正、報告を行わなければならない。

## 8.4 不正行為に関する調査結果の通知

- 学校は、不正行為に関する調査結果を OCG に報告するとともに、当該教職員に対して報告が行われた事実を通知しなければならない。
- 報告対象となる不正行為には以下が含まれる：
  - 子どもに対して、または子どもがいる状況での性的な不正行為
  - 子どもに対する深刻な身体的暴力

## 8.5 情報へのアクセス権

学校は、また、子供の安全または OCG の管理機能に危害をもたらすかどうかの情報を OCG に提供することを要求される場合がある。

### 参照：

NSW Community and Justice Services: [www.dcj.nsw.edu.au](http://www.dcj.nsw.edu.au)

The Office of Children’s Guardian: <https://www.ocg.nsw.gov.au>

Department of Premier and Cabinet - Keep Them Safe: [www.keepthemsafe.nsw.gov.au](http://www.keepthemsafe.nsw.gov.au)